

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1050 号（諮問第 1711 号）

件名：支出金調書等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 28 年 12 月 27 日、平成 29 年 6 月 13 日、同年 7 月 24 日、同月 28 日及び同年 8 月 21 日

2 原処分

平成 29 年 2 月 9 日、同年 7 月 26 日、同年 11 月 20 日、平成 30 年 3 月 20 日及び同年 9 月 27 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

平成 29 年 2 月 13 日、同年 7 月 28 日、同年 11 月 24 日、平成 30 年 4 月 5 日及び同年 10 月 9 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 11 月 18 日

5 答申

令和 5 年 4 月 25 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書のうち、別表 1 の 2 欄に掲げる分類 1（以下「分類 1」という。同欄に掲げる分類 2 以下も同様とする。）は、愛知県

政策企画局広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）が作成した平成 27 年度に締結した契約に係る支出金調書であると解される。

分類 2 は、広報広聴課長が出席し入手した、第 20 回アジア競技大会推進本部幹事会第 1 回会議における配布資料であると解される。

分類 3 は、広報広聴課長が出席し入手した、平成 28 年度愛知県薬物乱用防止対策推進本部幹事会議における配布資料であり、薬物を乱用する者に対する支援内容及び実績等について記載があるものであると解される。

分類 4 は、愛知県県政支援員から提出された意見及び要望を、担当部長へ送付した文書であると解される。

分類 5 は、広報広聴課が保管する、平成 27 年度に締結した契約書であると解される。

実施機関は、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を同表の 2 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、条例第 7 条各号に該当しない旨を主張していることから、実施機関が不開示とした別表 2 の 1 欄に掲げる部分が同表の 2 欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類 1 には法人の担当者の氏名及び印影、分類 3 には警部補以下の階級にある警察職員の氏名並びに分類 4 には県政支援員の氏名、支援員番号、郵便番号、住所、電話番号及びメールアドレスが記載されていることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、分類 3 の警察職員の氏名については、公務員であるが、知事が

管理する行政文書の開示等に関する規則(平成12年愛知県規則第29号)第3条の2に定める警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号ただし書ハの適用を除外されているところ、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員の氏名であるため、同号ただし書ハに該当しない。

そのほか、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、いずれも条例第7条第2号に該当する。

(5) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類1には法人の印影及び口座情報、分類5には法人の印影が記載されていることが認められた。

これらの情報は、法人の内部管理情報であることから、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第3号イに該当する。

(6) 条例第7条第4号該当性について

ア 条例第7条第4号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第4号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類3には名古屋地方検察庁の特定の検察官の具体的な捜査等の内容を表す

係名が分かる部分が記載されていることが認められた。

また、当審査会において本件行政文書が作成された当時の職員録を確認したところ、職員の氏名、職名が記載されていることが認められたものの、係名が分かる部分は記載されていないことが認められた。

したがって、職員録に記載された名古屋地方検察庁の職員の氏名、職名に加え、具体的な捜査等の内容を表す係名が分かる部分も公になれば、特定の検察官の具体的な捜査等の内容を表すことになることから、検察庁の職員が内偵捜査や所在捜査等の秘匿性の高い業務に従事するに当たって、情報の収集が困難になり、具体的事件の関係者等から、自己の希望する捜査や処分、公判活動等を行ってもらうため、検察庁の職員に対し何らかの働きかけがなされ、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、この情報は、条例第7条第4号に該当する。

(7) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、条例第7条第5号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類2には、第20回アジア競技大会開催都市契約締結までの作業スケジュールとして、開催都市契約の交渉等における作業内容及びその作業を行う予定時期が記載されていることが認められた。

この情報は、アジア競技大会の開催都市契約締結に向けた交渉段階における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、アジア競技大会推進本部幹事会における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

また、県において今後同種の審議等が予定されることから、この情報を公にすることにより、今後の同種の審議等に不当な影響を与えるおそれがあると認められる。

よって、この情報は、条例第7条第5号に該当する。

(8) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類3には名古屋地方検察庁の特定の検察官の具体的な捜査等の内容を表す係名が分かる部分並びに名古屋刑務所及び名古屋少年鑑別所で勤務する職員の氏名が記載されていることが認められた。

また、当審査会において本件行政文書が作成された当時の職員録を確認したところ、名古屋地方検察庁の検察官の氏名、職名が記載されていることが認められたものの、係名が分かる部分並びに不開示とした名古屋刑務所及び名古屋少年鑑別所で勤務する職員の氏名は記載されていないことが認められた。

したがって、名古屋地方検察庁の具体的な捜査等の内容を表す係名が分かる部分を公にすることにより、前記(6)において述べたとおり、名古屋地方検察庁における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあることが認められる。

また、職員録に記載されていない名古屋刑務所及び名古屋少年鑑別所で勤務する職員の氏名を公にすることにより、当該職員に不当な要求や攻撃等がなされるおそれがあり、その結果、名古屋刑務所及び名古屋少年鑑別所における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第6号に該当する。

(9) 審査請求人のその他の主張について

本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(4)から(8)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(10) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 請求内容	2 行政文書の名称	3 一部開示決定	4 審査請求年月日
請求 1 広報広聴課に対する開示請求 H27 年度支出金調書	分 類 1 ・支出金調書（広報あいち（4 月から 3 月までの分）） ・支出金調書（愛知県広報動画「愛知の引力。」Web サイト制作業務） ・支出金調書（国内外向け「広報動画」及び「広報誌」制作業務） ・支出金調書（平成 27 年度「あいちインターネット情報局」Web サイト年間メンテナンス業務） ・支出金調書（平成 27 年度「あいちインターネット情報局」コンテンツ制作業務（第 1 回から第 4 回までの分））	平成 29 年 2 月 9 日 付け 28 広報第 213 号	平成 29 年 2 月 13 日
請求 5 広報広聴課に対する開示請求 ・支出金調書（H27 年度分） ・請求書（H27 年度押印されているもの） ・請求書	・支出金調書（平成 27 年度「あいちインターネット情報局」コンテンツ制作業務（愛知のあゆみ）） ・支出金調書（「声の広報あいち」複製・発送 6 月、8 月、10 月、12 月、2 月、3 月分） ・支出金調書（「点字広報あいち」制作・発送 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月分） ・支出金調書（平成 27 年度県政世論調査業務委託） ・支出金調書（平成 27 年度大村知事と語る会の音響機材設営・運営、ユーザー中継及びユーチューブ掲載用録画データ提供業務（第 1 回から第	平成 30 年 9 月 27 日 付け 30 広報第 87-2 号	平成 30 年 10 月 9 日

1 請求内容	2 行政文書の名称	3 一部開示決定	4 審査請求年月日
<p>(H27年度印刷されているもの) ・請求書 (H27年度担当者の氏名の記載のあるもの)</p>	<p>3回までの分)) ・支出金調書(テレビ放送料(東海テレビ「SKE48のあいちテル!」)(4月から3月までの分)) ・支出金調書(「まるまる◎あいち」(4月から3月までの分)) ・支出金調書(ラジオ放送料(ZIP-FM「AICHI SUNDAY TIPS」)(4月から3月までの分)) ・支出金調書(ラジオ放送料(東海ラジオ「こんにちは愛知県です」)(4月から3月までの分)) ・支出金調書(ラジオ放送料(CBCラジオ「あいち県政レポート」)(4月から3月までの分)) ・支出金調書(ラジオ放送料(@FM「AICHI SATURDAY TOPICS」)(4月から3月までの分)) ・支出金調書(行幸啓紙デザイン委託)</p>		
<p>請求2 広報広聴課に対する開示請求 課長が出席した会議で配布された文書及び議事録 H28年度 H29年度</p>	<p>分類2 ・第20回アジア競技大会推進本部幹事会 第1回会議 配布資料</p>	<p>平成29年7月26日 付け29広報第111号</p>	<p>平成29年7月28日</p>

1 請求内容	2 行政文書の名称	3 一部開示決定	4 審査請求年月日
請求 2 広報広聴課に対する開示請求 課長が出席した会議で配布された文書及び議事録 H28 年度 H29 年度	分類 3 ・平成 28 年度愛知県薬物乱用防止対策推進本部幹事会議 配布資料	平成 29 年 7 月 26 日 付け 29 広報第 111 号	平成 29 年 7 月 28 日
請求 4 広報広聴課に対する開示請求 薬物乱用する者に対する支援内容、実績がわかる文書		平成 30 年 3 月 20 日 付け 29 広報第 268-3 号	平成 30 年 4 月 5 日
請求 3 広報広聴課に対する開示請求 H27 年度 H28 年度 H29 年度 ・局長、部長へ提出した文書	分類 4 愛知県県政支援員からの意見・要望について（送付）（平成 28 年 12 月 12 日付け、平成 29 年 5 月 16 日付け、平成 29 年 7 月 13 日付け）	平成 29 年 11 月 20 日 付け 29 広報第 174-2 号	平成 29 年 11 月 24 日

1 請求内容	2 行政文書の名称	3 一部開示決定	4 審査請求年月日
請求5 広報広聴課に対する開示請求 ・契約書（H27年度に締結したもの）	分類5 ・契約書（愛知県広報誌「広報あいち」の制作及び発行業務） ・契約書（声の広報あいちの複製及び発送） ・契約書（「点字広報あいち」による県政情報提供業務） ・契約書（国内外向け「広報動画」及び「広報誌」制作業務） ・契約書（海外向け県紹介PR映像及び広報誌追加ページ制作業務） ・契約書（印刷物「平成27年度愛知県広報誌「愛知の引力。」（日本語版）」始め3件） ・契約書（平成27年度あいちインターネット情報局コンテンツ制作業務） ・契約書（「あいちインターネット情報局」サーバ賃貸借） ・調査委託契約書（県政世論調査（別紙「調査委託要綱」に掲げる調査）） ・契約書（愛知県広報テレビ番組「SKE48のあいちテル！」の放送） ・契約書（愛知県広報テレビ番組「まるまる◎あいち」の制作及び放送） ・契約書（愛知県広報ラジオ番組「あいち県政レポート」の放送） ・契約書（愛知県広報ラジオ番組「こんにちは愛知県です」の放送） ・契約書（愛知県広報ラジオ番組「AICHI SATURDAY TOPICS」の放送） ・契約書（愛知県広報ラジオ番組「AICHI SUNDAY TIPS」の放送） ・契約書（天皇皇后両陛下下行幸啓記者会見場等）	平成30年9月27日付け30広報第87-2号	平成30年10月9日

別表 2

1 開示しないこととした部分		2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 1	法人の担当者の氏名及び印影	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため
	法人の印影及び口座情報	条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため
分類 2	第20回アジア競技大会開催都市契約締結までの作業スケジュール	条例第7条第5号に該当 審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため
分類 3	警察職員の氏名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものが記録されているため
	名古屋地方検察庁の係名が分かる部分	条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため 条例第7条第6号に該当 名古屋地方検察庁が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、同機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
	名古屋刑務所及び名古屋少年鑑別所で勤務する職員の氏名	条例第7条第6号に該当 名古屋刑務所及び名古屋少年鑑別所が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、同機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
分類 4	県政支援員の氏名、支援員番号、郵便番号、住所、電話番号及びメールアドレス	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため
分類 5	法人の印影	条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため